顧問の選任(案) について

顧問の選任(案)について、下記のとおり理事会の承認を求めます。

記

No.	役職	氏 名	学生氏名・所属学科 大学役職	備考
1	顧問	砂川 昌範	名桜大学学長	任期は前任者の残任期間

【参考】名桜大学後援会会則(抄)

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第8条 会長は、総会において会員の中から選任する。

- 2 副会長及び理事は正会員の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、総会の議を経て会長が委嘱する。
- 4 監事及び事務局長は、会長が委嘱する。